

市場の公正性・透明性の確保に向けた 証券取引等監視委員会の活動

証券取引等監視委員会
事務局長 齋藤 馨

令和8（2026）年6月17日
一般社団法人 資産運用業協会 講演資料

1. 証券取引等監視委員会中期活動方針（第12期）	・ ・ ・ ・ ・ P 3
2. 市場の公正性・透明性の確保に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・ P12
（1）リスクベースアプローチに基づく証券検査	・ ・ ・ P13
（2）検査結果に基づく行政処分勧告等	・ ・ ・ P14
（3）裁判所への禁止命令及び停止命令発出の申立て	・ ・ ・ P24
（4）証券会社の役員が関与した内部者取引事件の告発	・ ・ ・ P25
3. 参考資料	・ ・ ・ ・ ・ P31
（1）金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要	・ ・ ・ P32
（2）暗号資産に関する規制の見直し	・ ・ ・ P33
（3）有価証券に関する不公正取引規制等の見直し	・ ・ ・ P36

1. 証券取引等監視委員会中期活動方針（第12期）

第12期 証券取引等監視委員会の発足

◆ 令和7年12月13日に「第12期 証券取引等監視委員会（任期3年）」が発足。



委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、
(独)国民生活センター理事を経て、
令和元年12月より現職(再任)。

委員長 中原 亮一

広島高等検察庁検事長、福岡高等
検察庁検事長を経て、令和4年12
月より現職(再任)。

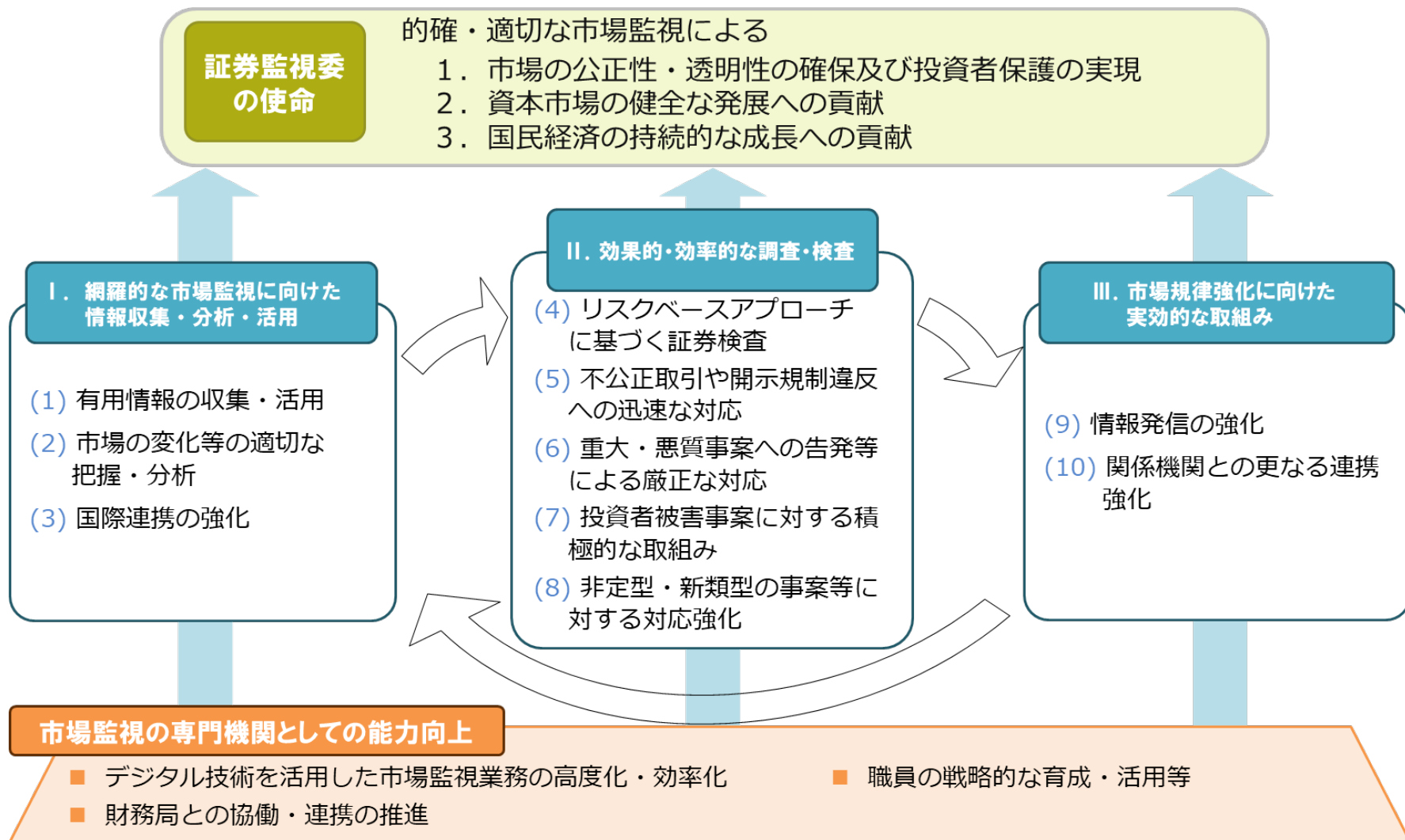
委員 橋本 尚

日本大学商学部教授、青山学院大
学大学院会計プロフェッション研究科
教授を経て、令和4年12月より現職
(再任)。

証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第12期：2026年～2028年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～



証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、第12期が発足しました。

市場においては、その仕組みの変更やデジタル技術の発展により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進んでいます。また、貯蓄から投資への動きの中で投資者の裾野の広がりも見られます。

証券監視委は、こうした環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「Ⅰ. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用」「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

1. 市場監視とは、市場モニタリング、取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等を含む、証券監視委の活動全般を指す。
2. 証券監視委の委員長及び委員の任期は3年とされており（金融庁設置法第13条第1項）、この3年の期間を「1期」と呼んでいる。

具体的な施策

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用

(1) 有用情報の収集・活用

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

(2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に目を向けるとともに、それらの変化を適時に把握・分析することで、問題の早期発見につなげます。
- 市場や上場企業・金融商品取引業者等の市場関係者を取り巻く環境変化や制度見直し等を踏まえつつ、新たな商品・取引や、監視の目の行き届きにくい商品・取引等に的確に対応します。

(3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。

Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、顧客の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務が遂行されているかなどの観点に基づく検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、深度ある議論を通じて、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明した上で、行政処分勧告等を行うにとどまらず、実効性のある内部管理態勢の構築等を促すことにより、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査（続き）

(7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し、SNS上の広告等を通じて無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して、積極的に取り組めます。

(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、デジタル技術の発展や新たな金融商品の広がりなど、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応します。

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集・活用につなげます。

(10) 関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。

市場監視の専門機関としての能力向上

(1) デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、デジタル技術の一層の活用に向け必要なインフラの見直しや、デジタルフォレンジック業務に必要な機器等の整備を行うとともに、対応する職員の技術の向上を一層進めていきます。

(2) 職員の戦略的な育成・活用等

- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成・確保に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

(3) 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において情報共有を進め意思疎通を確保し、業務遂行能力を更に高めつつ、一体的な業務運営を図っていきます。

2. 市場の公正性・透明性の確保に向けた取組

(1) リスクベースアプローチに基づく証券検査

【主な検証事項の背景】

1. 証券モニタリングを通じて判明した事項（例）

- 一種業：虚偽告知・誤解表示、顧客属性に照らして不適切な勧誘、売買管理態勢の不備
- 運用業：投資信託約款と異なる業務運営
- 助言業：忠実義務違反、虚偽告知・誤解表示、特別の利益提供

2. 取り巻く環境

- 顧客本位の業務運営
- サイバーセキュリティリスク
- 詐欺的な投資勧誘の被害額拡大など

3. 規制の枠組み等の変更

- ① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応の動き
- ② デジタル化の進展等への対応の動き
- ③ 資産運用の高度化・多様化
- ④ 投資詐欺・無登録業者等への対応の動き

【主な検証事項（例）】

業態横断

- 適合性原則を踏まえた内部管理態勢
- 顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況（例えば、複雑又はリスクの高い商品の販売等）
- サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理（外部委託先管理等を含む）の対応状況
- ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢 など

一種業

- 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢
- 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況
- 昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引被害の増加も踏まえたサイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況（インターネット取引可能な対面型証券会社を含む）等

運用業

- 運用の実態把握（規程等に沿った業務運営の状況を含む）、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）
- 利益相反管理態勢の整備状況（取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢を含む）等

助言業

- 虚偽等の説明による勧誘行為・SNSを用いた広告手法
- 助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用した取引

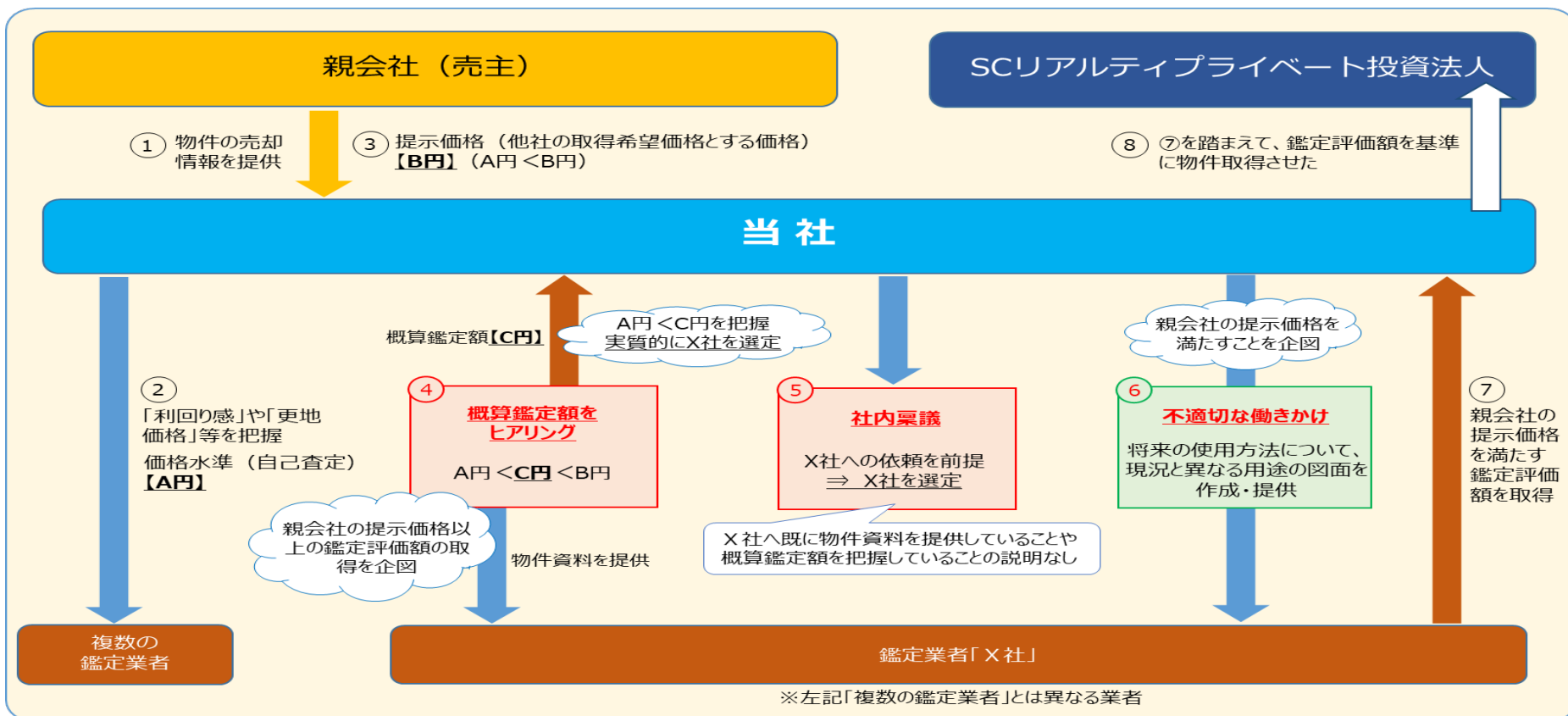
(2) 検査結果に基づく行政処分勧告（事例1：REIT運用）

事案概要

住商リアルティ・マネジメント株式会社を検査した結果、下記の問題が認められた（勧告日：R7.11.11）。

- (1) 不適切な不動産鑑定業者選定プロセス（親会社からの提示価格を満たす不動産鑑定評価額を得るため、その目的に沿った対応が期待される不動産鑑定業者を探索し、これを選定した。）
- (2) 不動産鑑定業者への不適切な働きかけ（現行の賃貸借契約が終了する将来の時点における使用方法について、現況と異なる用途の図面を作成のうえ当該不動産鑑定業者へ提供し、同図面に沿った物件利用を想定するよう働きかけを行った。）

⇒これらの状況は、投資法人のために忠実に投資運用業を行っていないと認められる。



(2) 検査結果に基づく行政処分勧告 (事例 2-1 : 投資一任業)

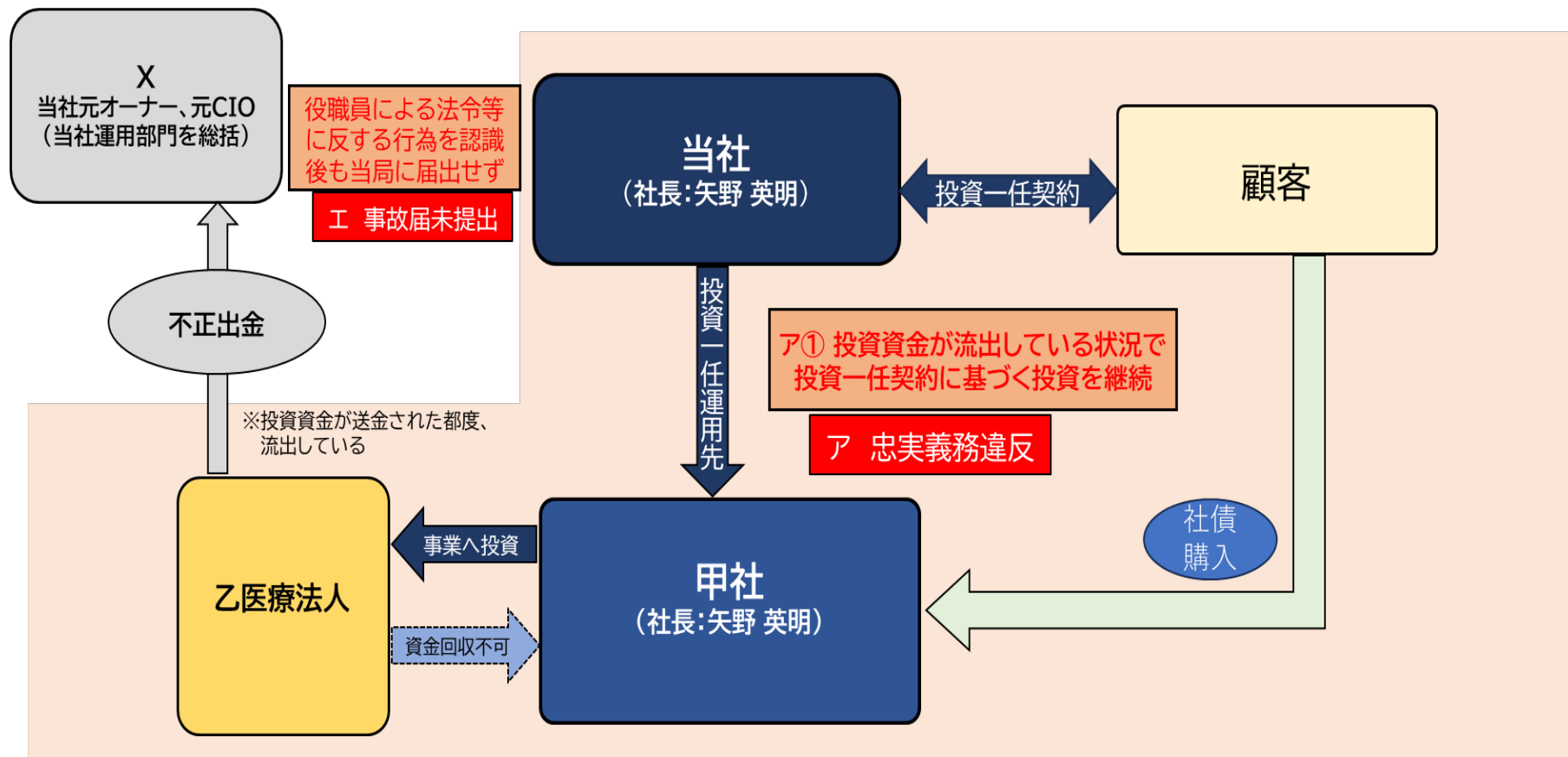
事案概要

匠投資顧問株式会社を検査した結果、下記の問題が認められた (勧告日 : R8.5.15)。

(1) 投資一任契約を締結した顧客のため忠実に投資運用業を行っていない状況等

- ・ 投資先医療法人から資金が流出している状況で投資一任契約に基づく投資を継続していた状況 等

(1) 投資一任契約を締結した顧客のため忠実に投資運用業を行っていない状況等



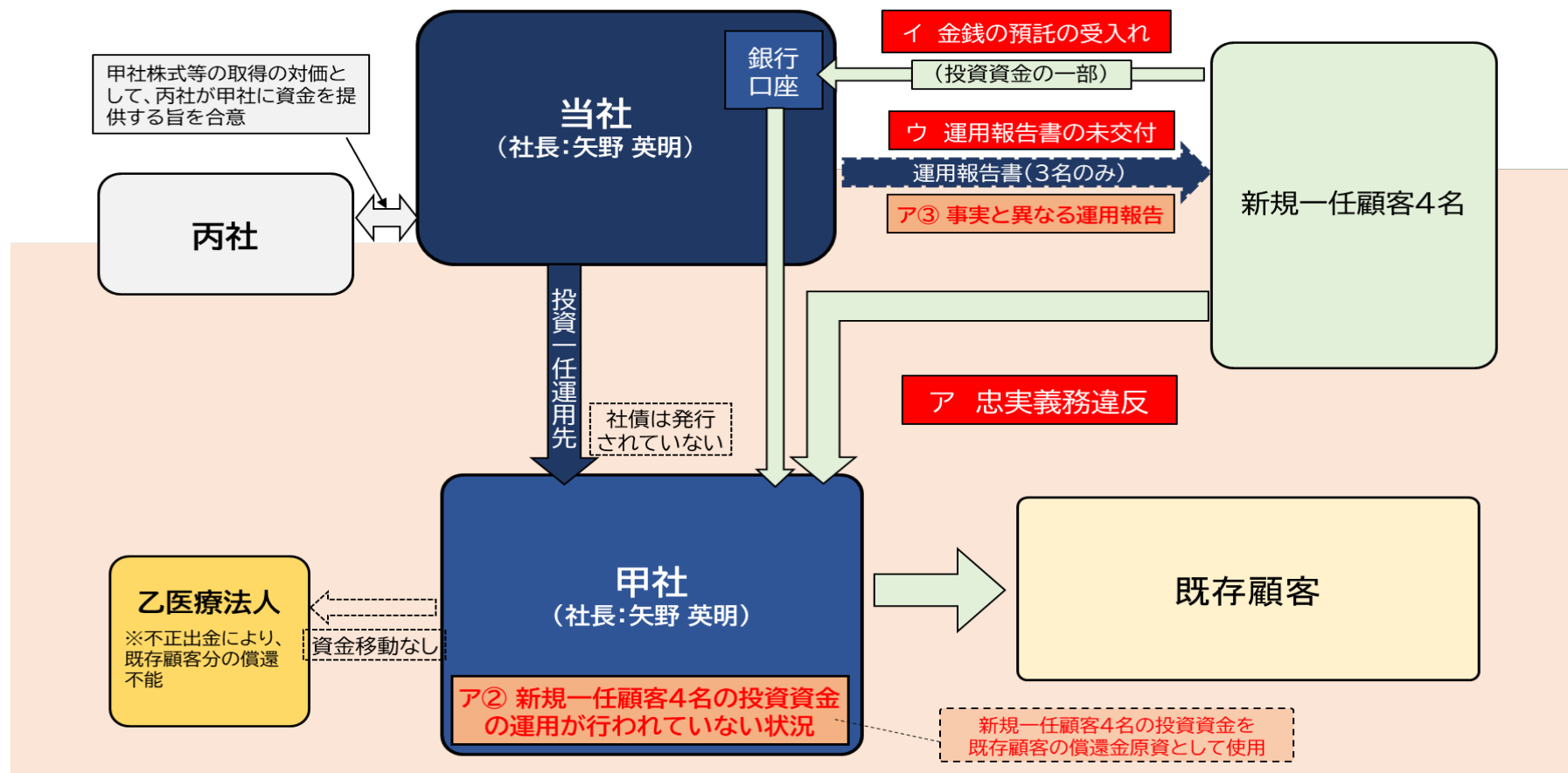
(2) 検査結果に基づく行政処分勧告 (事例2-2: 投資一任業)

事案概要

(1) 投資一任契約を締結した顧客のため忠実に投資運用業を行っていない状況等

- 顧客の投資資金の運用が行われていない状況 等 (下図ア②③)
- 投資一任業に関して顧客から金銭の預託を受ける行為 (下図イ)、運用報告書の未交付 (下図ウ)

(1) 投資一任契約を締結した顧客のため忠実に投資運用業を行っていない状況等



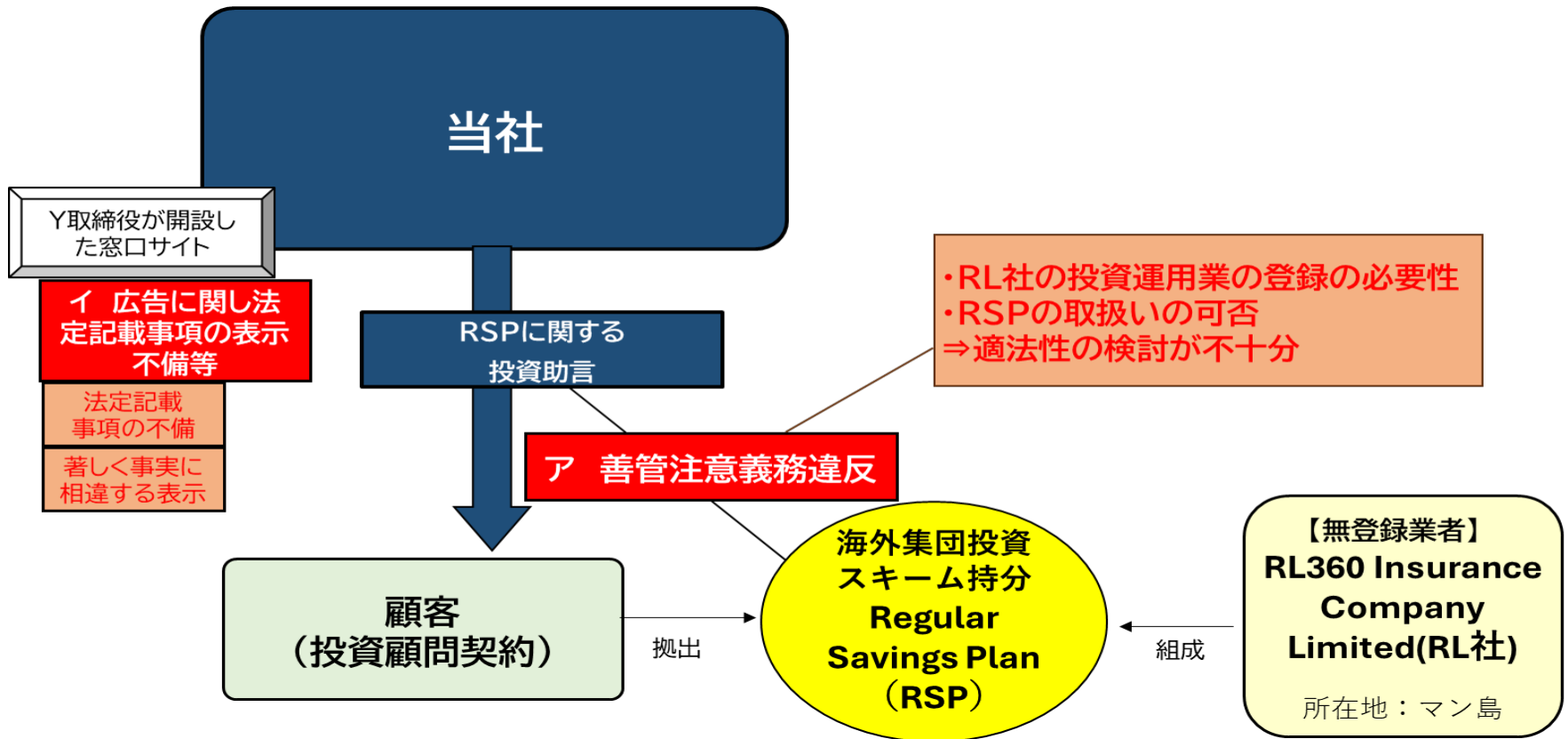
(2) 検査結果に基づく行政処分勧告 (事例2-3: 投資助言・代理業)

事案概要

(2) 投資助言業務に係る善管注意義務違反等

- ・ 組成者が無登録で投資運用業を行っている金融商品について、十分な検討を行わないまま顧客に投資助言等を行っている状況

(2) 投資助言業務に係る善管注意義務違反等



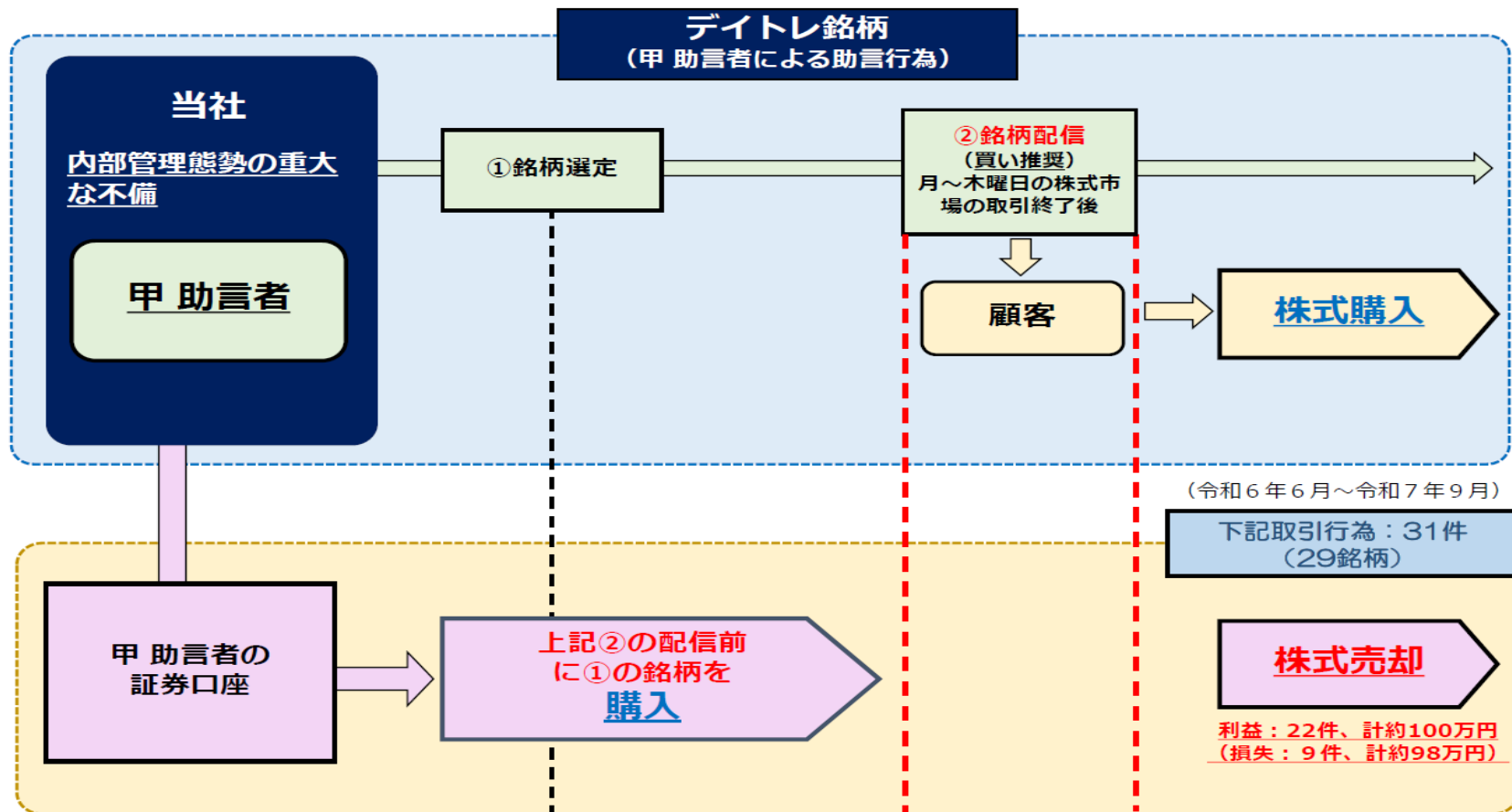
(2) 検査結果に基づく行政処分勧告（事例3：投資助言・代理業）

事案概要

株式会社クロサイを検査した結果、下記の問題が認められた（勧告日：R8.5.19）。

- (1) 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況（デイトレ銘柄の投資助言前に当該銘柄を買い付け、投資助言後に売り付ける行為等）
- (2) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為

(1)顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況



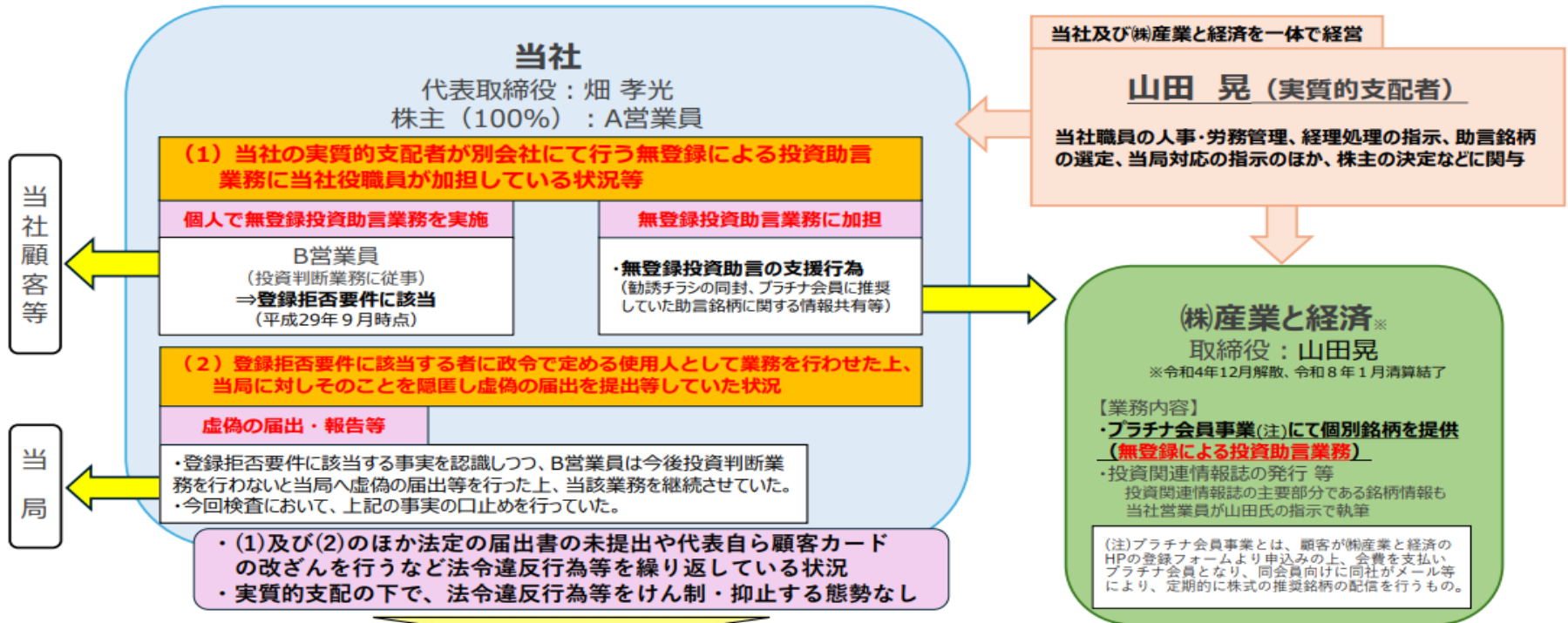
※ 説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている。

(2) 検査結果に基づく行政処分勧告 (事例4: 投資助言・代理業)

事案概要

やまびこ投資顧問株式会社を検査した結果、下記の問題が認められた (勧告日: R8.3.13)。

- (1) 当社の実質的支配者が別会社にて行う無登録による投資助言業務に当社役職員が加担している状況等
- (2) 登録拒否要件に該当する者に政令で定める使用人として業務を行わせた上、当局に対しそのことを隠匿し虚偽の届出を提出等していた状況
- (3) 金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員を確保していないと認められる状況



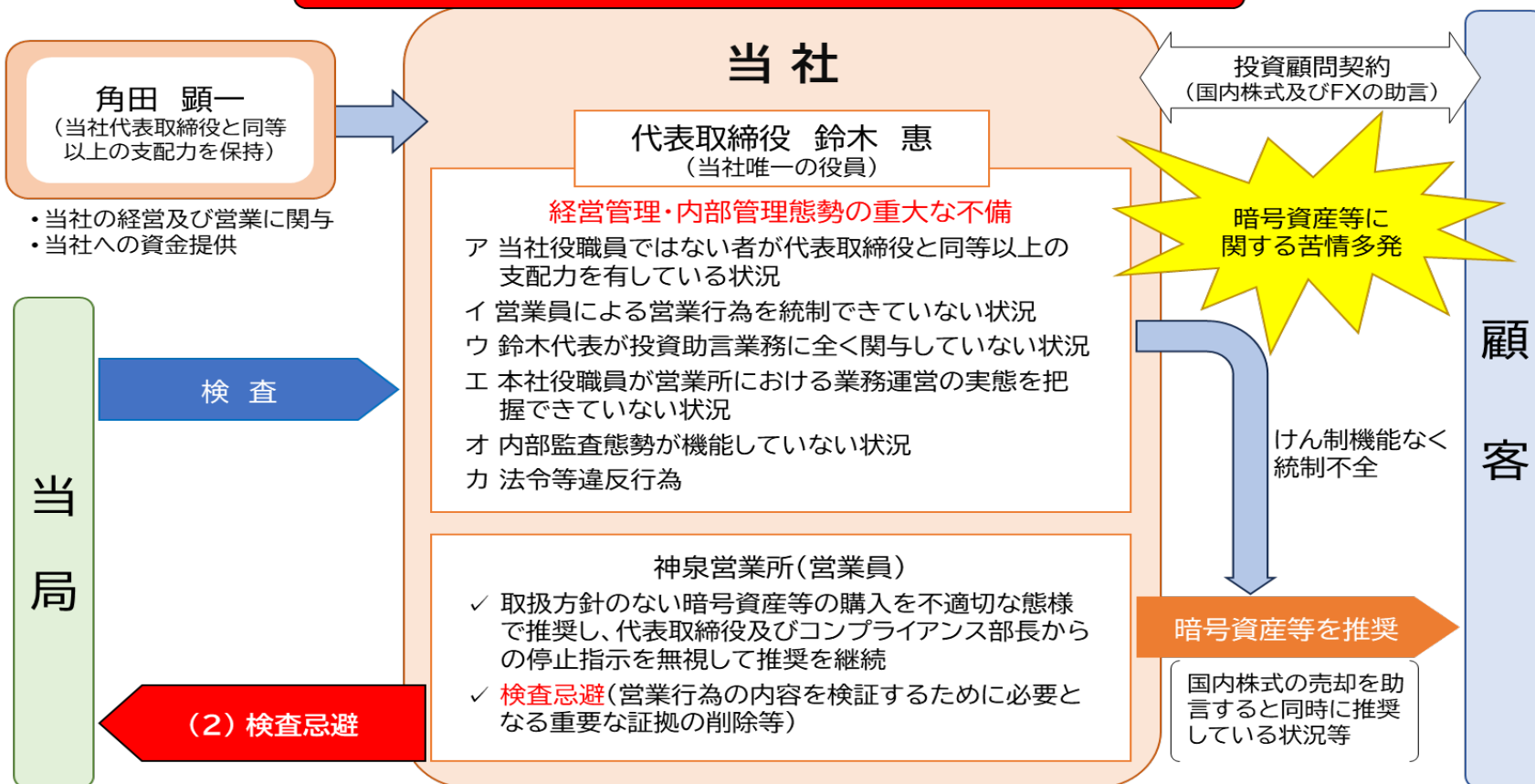
(2) 検査結果に基づく行政処分勧告 (事例5: 投資助言・代理業)

事案概要

株式会社バディキャピタルを検査した結果、下記の問題が認められた (勧告日: R8.4.17)。

- (1) 投資助言・代理業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況
- (2) 検査忌避 (営業行為の内容を検証するために必要となる重要な証拠の削除等)

(1) 十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況
及び適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況



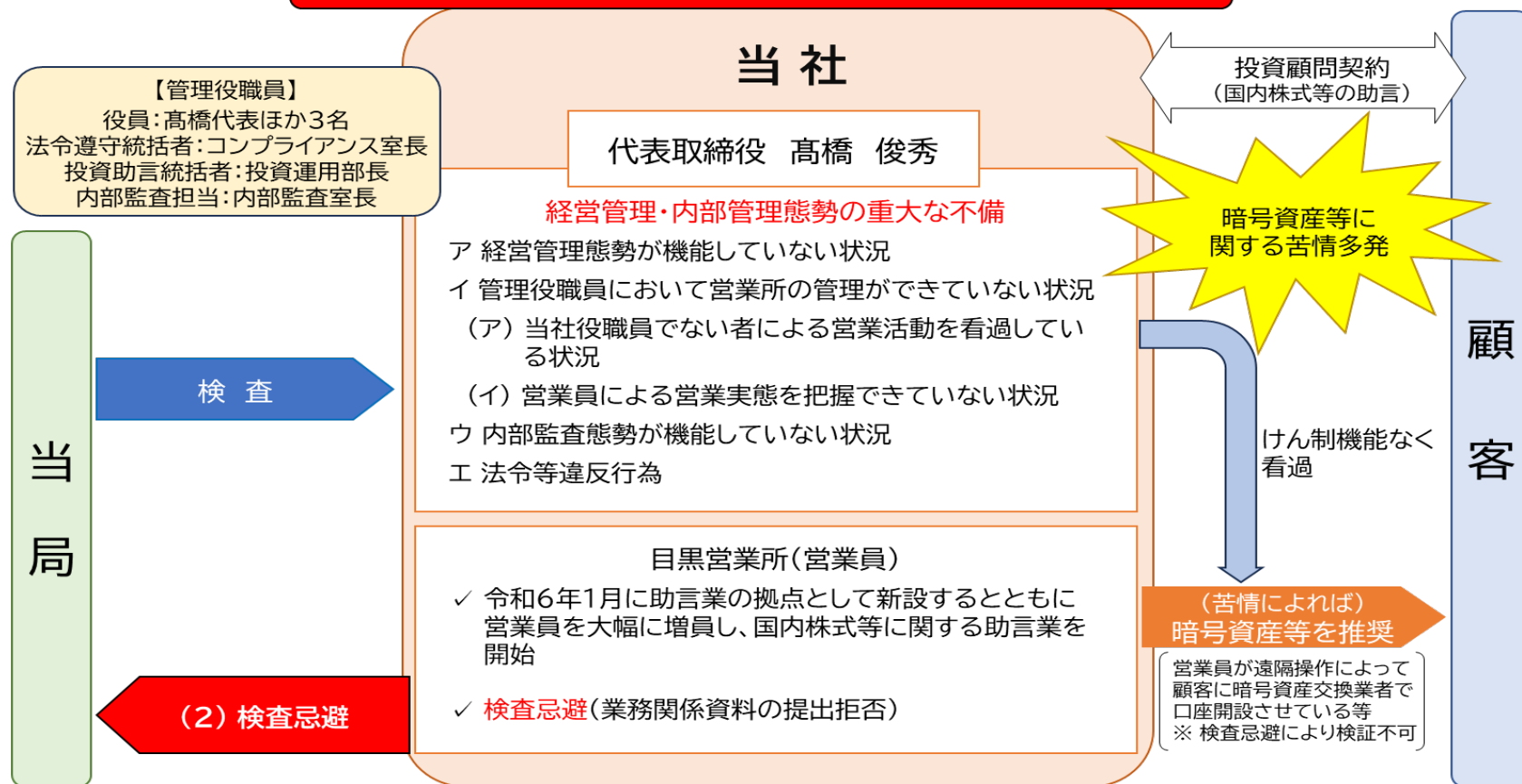
(2) 検査結果に基づく行政処分勧告 (事例6: 投資助言・代理業)

事案概要

ドゥラックアセットマネジメント株式会社を検査した結果、下記の問題が認められた (勧告日: R8.6.2)。

- (1) 金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況及び金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況
- (2) 検査忌避 (業務関係資料の提出拒否)

(1) 十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況
及び適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況



➤ 事例：経営管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、投資運用業を適切に遂行するための運用管理態勢、内部管理態勢及び内部監査態勢において、広範囲にわたって多くの不適切又は不十分な業務運営が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、業務量が増加している中、十分な人員を確保できていなかった状況下で、投資信託協会（現資産運用業協会）による文書指摘を受けていたにもかかわらず、運用する大部分の投資信託で運用計画書を作成していなかったほか、実施するとしている会議を開催していないなど、運用プロセスどおりに運用していなかった。

また、運用モニタリングにおいて、信用リスク等の管理について、ファンドを運用する運用部のモニタリング結果に依存しており、運用部をけん制する機能が十分に確保できていない状況や、パフォーマンスに係るリスクの観点からのモニタリングなどに不十分な状況が認められた。

さらに、事業報告書や発注伝票における記載不備等の法令違反行為を看過していたほか、法人関係情報の管理が不十分であったことや、証券検査で認められた上記の問題の一部について内部監査を実施していたにもかかわらず、これらを看過しているなど、内部監査が形骸化し、けん制機能が十分に発揮されていなかった。

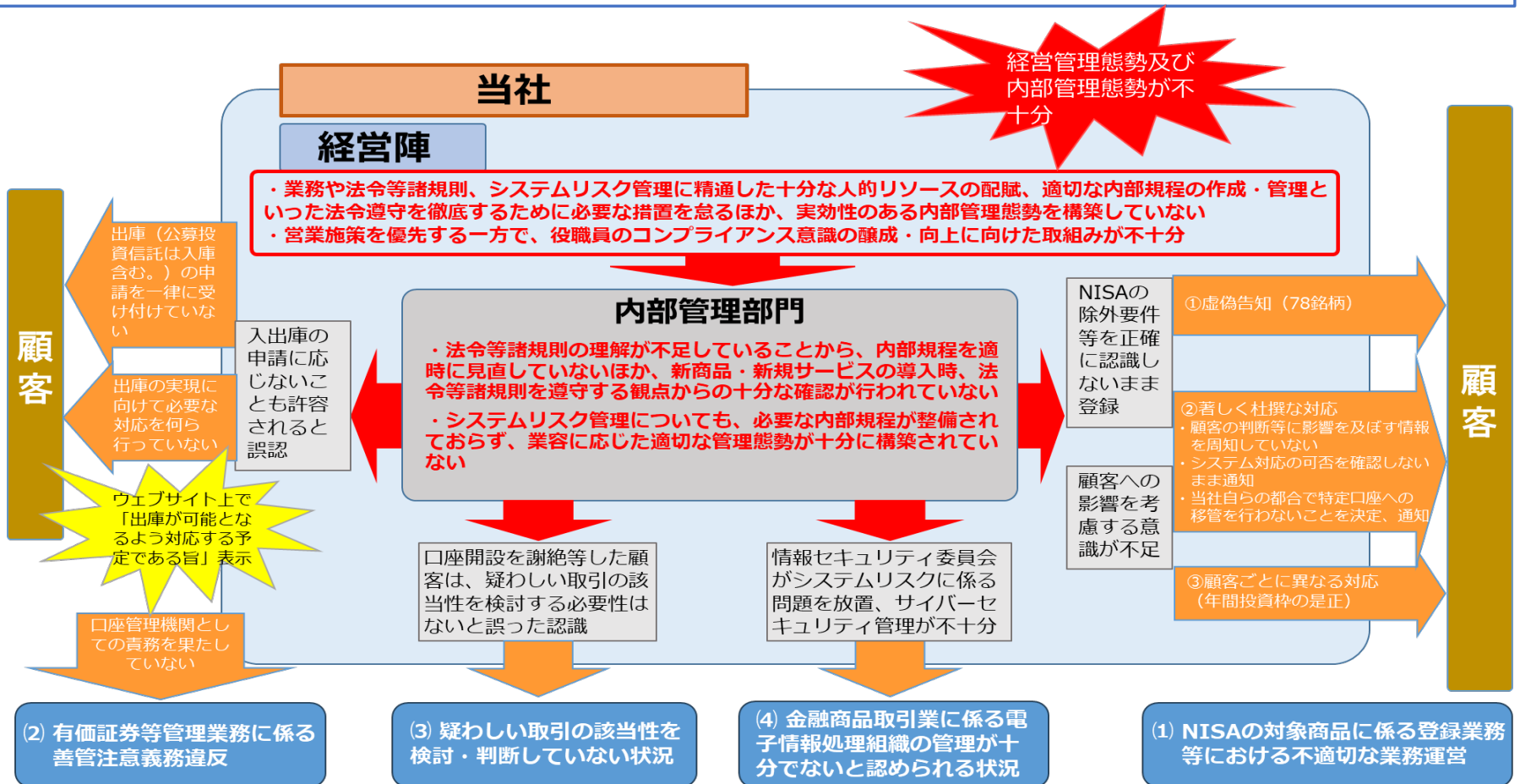
これらは、経営陣が問題を察知するための態勢を構築していなかったこと、また、認識していた問題についても、解決に向けた必要な対応を行わなかったことに起因しており、経営管理態勢の不備に発生原因があると認められる。

(2) 検査結果に基づく行政処分勧告 (事例7: 第一種金商業)

事案概要

moomoo証券株式会社を検査した結果、経営管理態勢及び内部管理態勢が不十分な状況に起因する、下記の問題が認められた(勧告日: R8.6.5)。

- (1) 虚偽告知などのNISAの対象商品に係る登録業務等における不適切な業務運営
- (2) 国内株式の出庫の申請を一律に受け付けていないなどの有価証券等管理業務に係る善管注意義務違反
- (3) 口座開設を謝絶等した顧客に関し、疑わしい取引の該当性を検討・判断していない状況
- (4) システムリスクに係るガバナンスが不十分な状況などの金商業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況



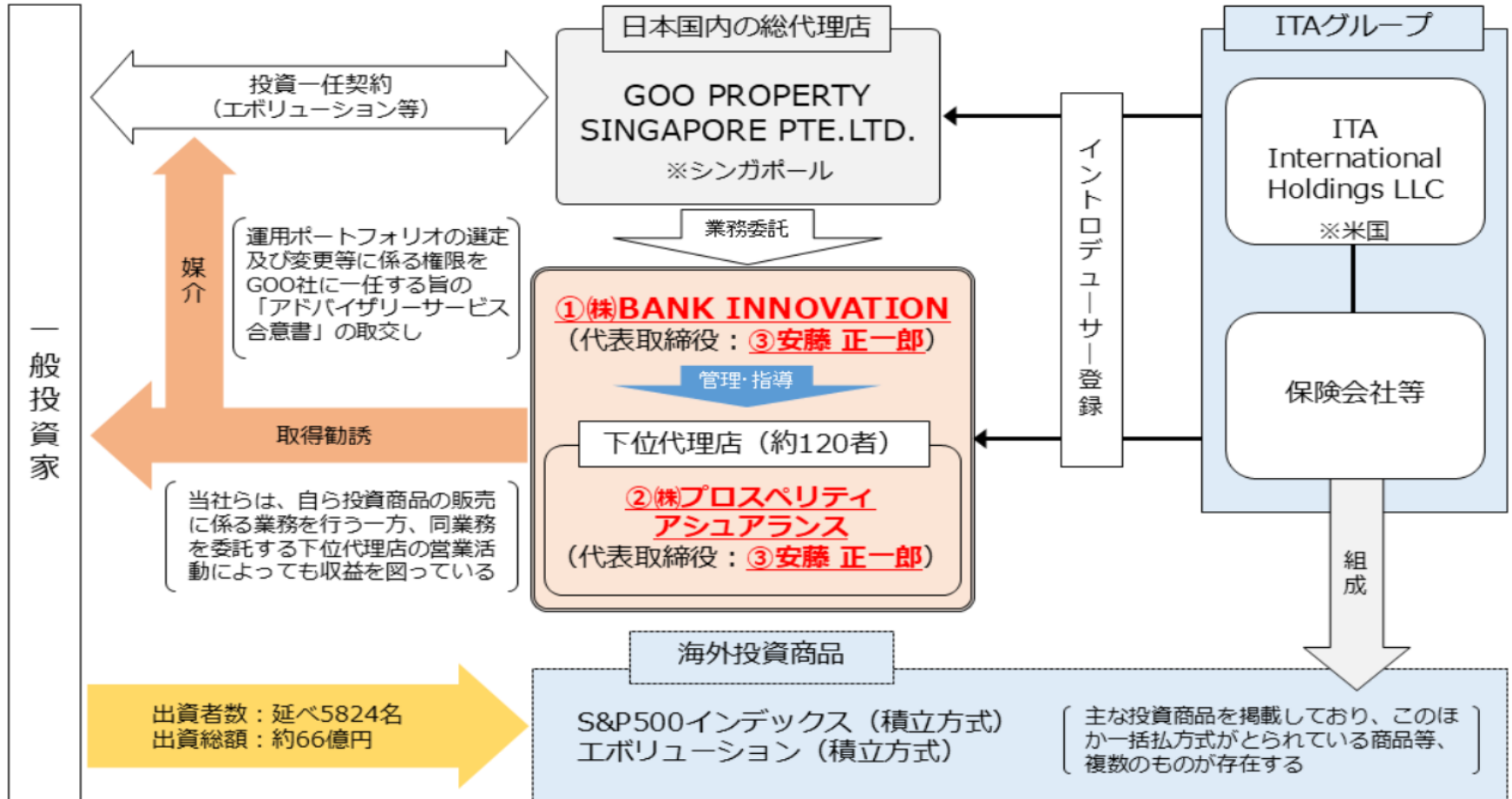
※ 説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている。

(3) 裁判所への禁止命令及び停止命令発出の申立て

事案概要

- 被申立人：株式会社BANK INNOVATION、株式会社プロスペリティアシュアランス及びこれらの代表取締役
- 事案概要：被申立人は、無登録で、集団投資スキームの持分に該当する海外投資商品に関し、集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行い、また、顧客とGOO PROPERTY SINGAPORE PTE.LTD. との間の投資一任契約の締結の媒介を業として行っていたことから、大阪地裁に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施。

※被申立人(無登録二種業、投資助言・代理業):①～③



(4) 証券会社の役員が関与した内部者取引事件の告発①

告発内容

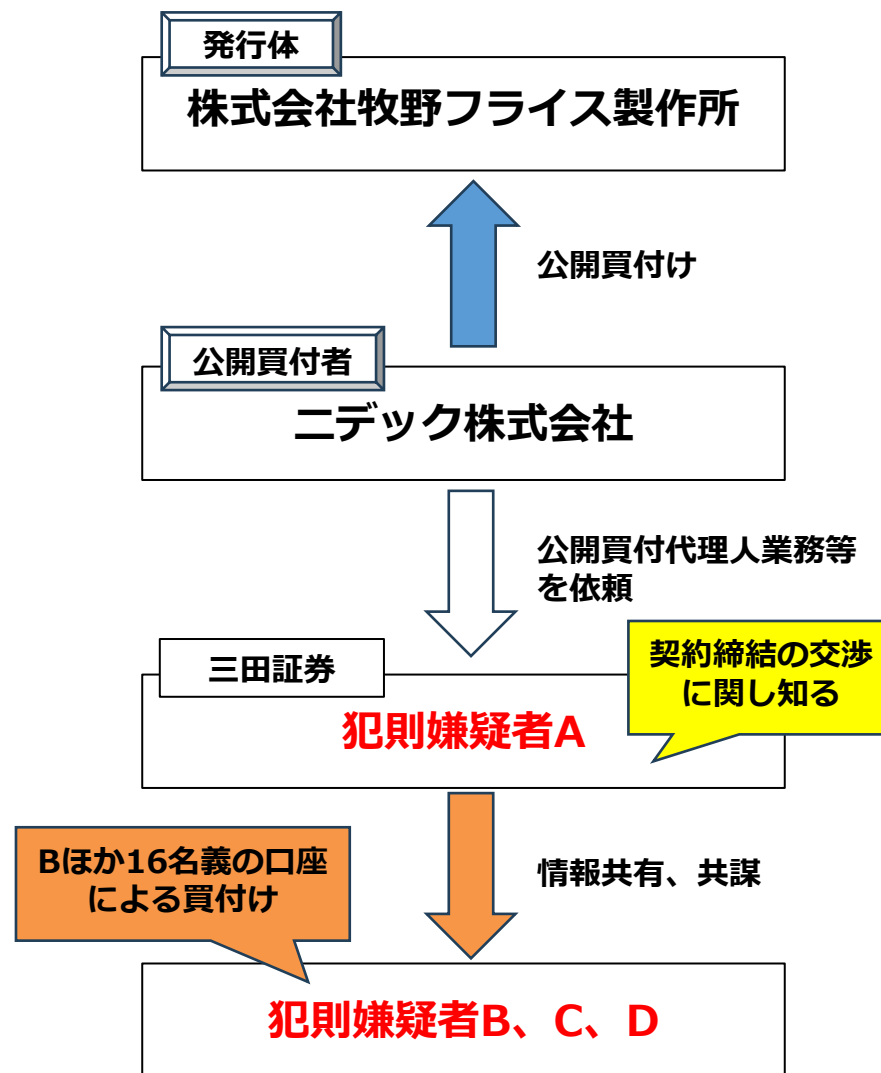
- 告 発 日：令和8年2月19日、同月27日※
- 犯則嫌疑者：
 - A（三田証券株式会社の取締役投資銀行本部長（当時））
 - B（犯則嫌疑者Aの知人）
 - C（犯則嫌疑者Bの知人）
 - D（犯則嫌疑者Bの知人）

※ 2月19日に嫌疑者3名を、同月27日に共犯者1名を告発。

事案概要

犯則嫌疑者Aは、三田証券株式会社の取締役投資銀行本部長として、令和6年8月下旬頃、ニデック株式会社との間の公開買付代理人業務契約等の締結の交渉に関し、同社が株式会社牧野フライス製作所（以下「牧野フライス」）の株券の公開買付けを行うことを決定した旨の公開買付けの実施に関する事実を知ったもの、犯則嫌疑者BはAの知人、犯則嫌疑者C及びDはBの知人であるが、4名が共謀の上、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同年9月上旬から同年12月下旬までの間、Bほか16名義で、牧野フライスの株券合計32万9,100株を代金合計約23億4,980万円で買い付けたもの。

【概要図】



令和6（2024）年度の主なトピックス

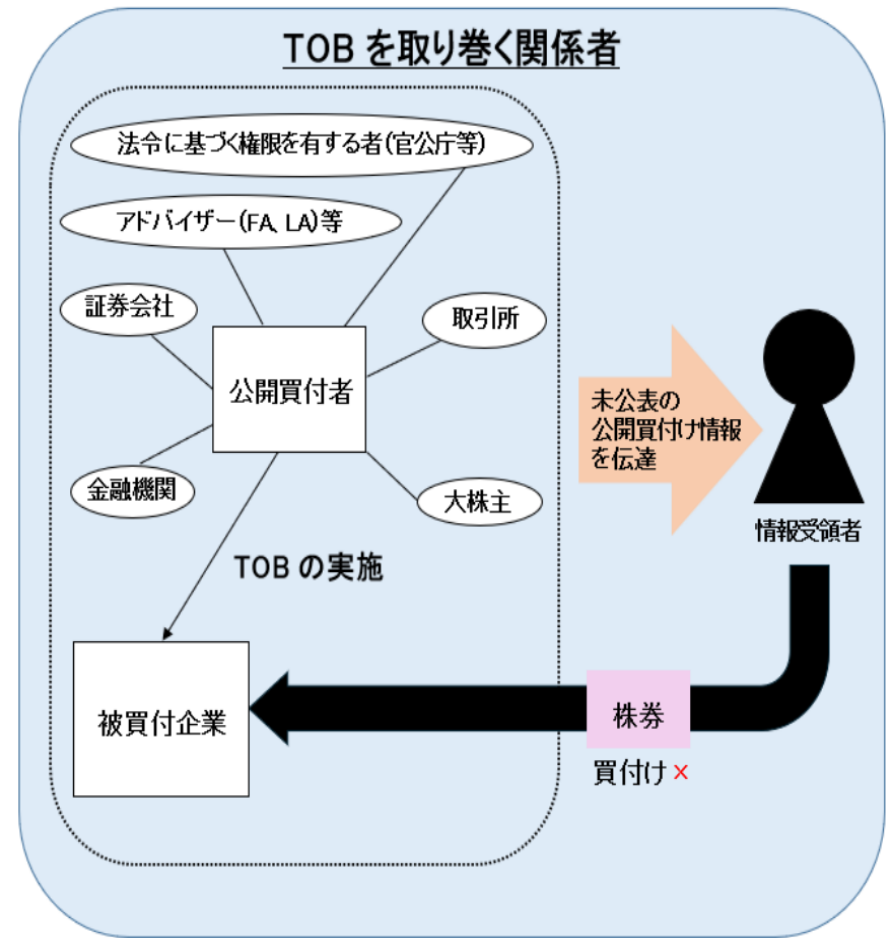
公開買付けに関するインサイダー取引

公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有をする必要があり情報管理が難しいこと、公表までに相当な時間を要することが多いことなどから、内部者取引が起りやすい場面の1つに挙げられます。

また、公開買付けに関する情報を共有すべき関係者は、公開買付者や被買付企業だけでなく、FA（ファイナンシャル・アドバイザー）、LA（リーガル・アドバイザー）、さらには公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者など多岐にわたっています。

このため、情報共有に際しては、内部者取引の予防措置を積極的かつ十分に講じることが重要となります。

公開買付けに係る内部者取引の有益と考えられる予防措置としては、定期的な研修を通じた内部者取引に関する知識の習得や意識付け、アドバイザーによる関係者への注意喚起、“Need To Know”の原則に基づく情報共有の範囲や内容の限定のほか、守秘義務契約の締結、情報共有された関係者の氏名は日本取引所自主規制法人等の求めに応じて作成する経緯報告書に記載され提出されることを情報共有する者に対してあらかじめ周知しておくこと、などが挙げられます。



(4) 証券会社の役員が関与した内部者取引事件の告発②

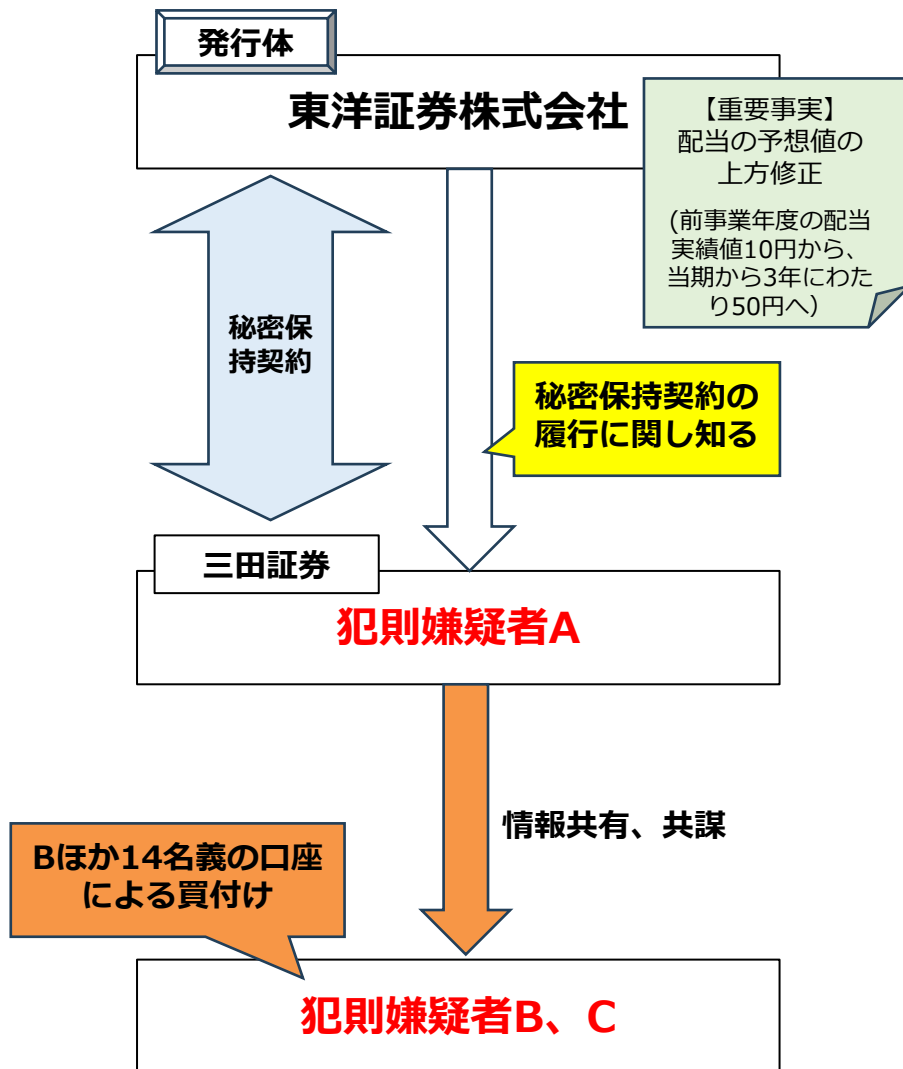
告発内容

- ・ 告 発 日 : 令和 8 年 3 月 12 日
- ・ 犯則嫌疑者 :
 - A (三田証券株式会社の取締役投資銀行本部長 (当時))
 - B (犯則嫌疑者Aの知人)
 - C (犯則嫌疑者Bの知人)

事案概要

犯則嫌疑者 A は、三田証券株式会社の取締役投資銀行本部長として、令和 6 年 10 月中旬頃、同社と東洋証券株式会社との間の秘密保持契約の履行に関し、同社の業務執行を決定する機関が新たに算出した令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度における同社の剰余金の期末配当の予想値について、公表がされていた前事業年度における剰余金の期末配当の実績値に比較し、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったもの、犯則嫌疑者 B は犯則嫌疑者 A の知人、犯則嫌疑者 C は犯則嫌疑者 B の知人であるが、3 名は、共謀の上、同事実の公表前である令和 6 年 10 月中旬から同月下旬までの間、B ほか 14 名義で、東洋証券の株券合計 99 万 6,400 株を代金合計約 4 億 9,630 万円で買い付けたもの。

【概要図】



取引推奨規制違反について

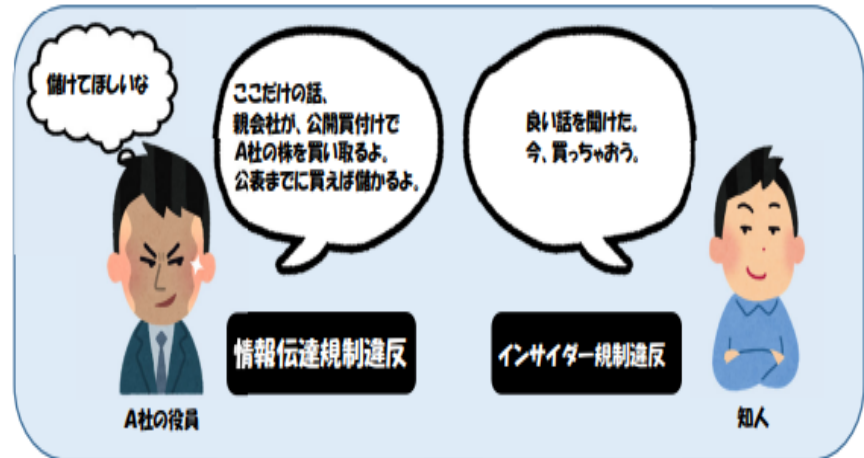
～インサイダー情報自体を伝えなくても、当該情報に基づく取引推奨行為は違反です！～

会社関係者や公開買付者等関係者は、インサイダー情報を伝達しなくとも、利益を得させる目的又は損失を回避させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となります。

推奨者は、被推奨者から謝礼等を受け取っていても課徴金納付命令の対象となり、推奨者に課されることとなる課徴金額は、被推奨者が得た利益や損失回避額を上回る場合があります。

取引推奨行為の背景には、例えば、過去にお世話になった方へのお礼・恩返しや、我が子かわいさ等から、「インサイダー情報を伝えるのはまずいが、親しい人には儲けてもらって喜んでほしい」といった思いがあるのかもしれませんが、しかし、お礼や恩返しのつもりで、良かれと思って推奨したとしても、取引を行ってしまった被推奨者は、証券監視委の調査の対象になり、自宅や職場等を調査され、また、時間等を奪われることになり、結果として、恩返しどころか、大きな負担をかけることとなります。

インサイダー情報やその可能性がある情報に接した際には、まず立ち止まり、思慮深く行動することが重要です。

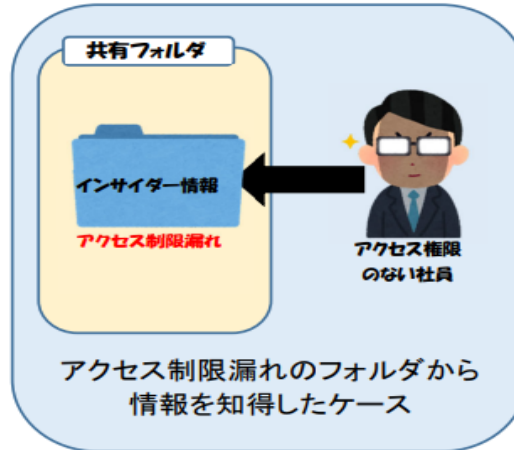




情報管理の重要性 ～職場編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、上場会社、取引先、公開買付者等の役職員等が、どのようにしてインサイダー情報を知り得るに至ったかの事例などを紹介しています。

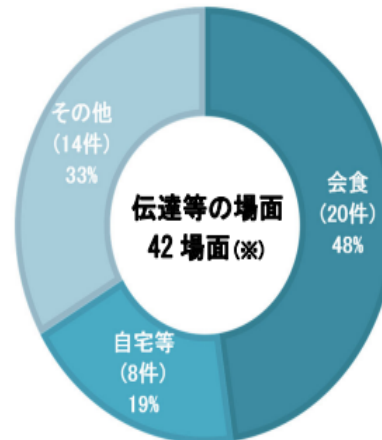
インサイダー情報は、その情報を知得する立場にある者だけでなく、その立場にない者が業務を行う中で知得することも想定されますので、**上場会社等においては、インサイダー取引を防止するための規則を整備・点検するとともに、研修等を通じて役職員の情報管理意識を高め**ていくことが求められます。



情報管理の重要性 ～プライベート編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、会社関係者や公開買付者等関係者が、プライベートな場において、インサイダー情報を伝達した事例などを紹介しています。親族や知人等との会話で、勤務先の話や仕事の内容の話をするにはあるかと思いますが、**何気なく話したことで、その内容によってはインサイダー取引規制の対象となり得ることに注意**してください（たとえ「インサイダー取引になるから取引しないように」と忠告していたとしても、インサイダー取引規制の対象となり得ます）。

また、インサイダー情報の伝達や取引推奨が行われた場面の多くは、友人、同僚、取引先等との「会食」の場でした。気心の知れた人との会食の場においては、普段は話さないようなことでも、つい気が緩んでしまい、話をしてしまうのかもしれませんが、**気の緩みとは言え、インサイダー情報を伝えたり、取引を推奨したりすることで、その結果として、自身のみならず、友人、同僚、取引先等の人達が行った取引が証券監視委の調査の対象となることに注意**してください。



(※) 令和元年度から令和6年度における勧告事案から集計
 (職務上の伝達を受けた場面を除く。なお、伝達等の場面の数であり、勧告件数とは一致しない。)

3. 參考資料

(1) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

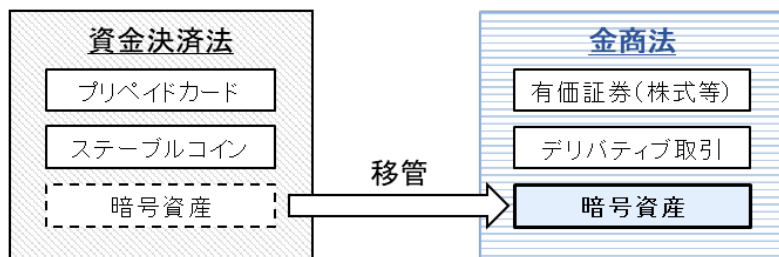
我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「暗号資産」、「サステナビリティ情報の開示・保証」、「スタートアップへの資金供給」、「不正取引規制」等に関する制度を整備

1. 暗号資産に係る規制の見直し

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、利用者保護の充実を図る

- 暗号資産取引に係る規制を資金決済法から金商法に移管

※ 有価証券とは別の金融商品と位置付け、その性質を踏まえた規制を適用



3. スタートアップ企業への資金供給の促進

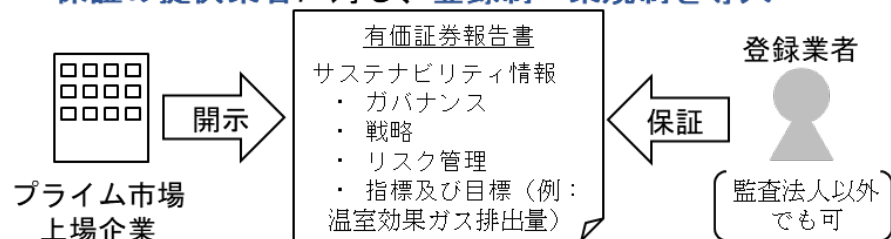
投資家保護に留意しつつ、開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、スタートアップ企業への投資を更に促進する

- 有価証券届出書の提出免除基準の引上げ
※ 5億円未満の資金調達について提出を免除（現行：1億円未満）
- プロ投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大
※ プロ投資家になるための移行手続きを行っていないものの、プロ投資家の要件を満たし、高い情報分析能力等を有する者に対し、簡易な情報提供でのプロ向けの勧誘制度の利用を可能とする（ただし、仲介する証券会社には適合性原則等の行為規制が適用）

2. 企業のサステナビリティ情報の開示・保証

投資家にとって重要な情報である、気候変動等に係る企業のサステナビリティ情報について、比較可能性を向上させつつ、開示の充実を図り、信頼性を確保する

- 一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付け
- 保証の提供業者に対し、登録制・業規制を導入



4. 有価証券に関する不正取引規制等の見直し

近年、有価証券に関する不正取引等において、違反行為として捕捉できない事例や、課徴金による違反行為の抑止が不十分な事例、調査協力が得られない事例等が発生

- インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大
- 課徴金制度の見直し
- 調査権限等の拡充

※このほか、今般新設する規定と同じ文章構造を持つ金融商品取引法第75条及び第79条の4について、一般的な表記方法に則した表現に適正化

(2) 暗号資産に係る規制の見直し (①概要)

背景

- 暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されているが、足下では**投資対象化が進展**
 - ✓ 国内のアンケート調査によると、投資経験者の暗号資産保有率はFX取引や社債等よりも高く、利用者の取引動機のほとんどは長期的な値上がりを期待したもの
 - ✓ 国内機関投資家においても、暗号資産を分散投資の機会と捉え、投資意欲が高まっているとの調査結果
 - ✓ 国際的にも、米国等で暗号資産ETFが上場され、近年、機関投資家からの資金流入が増加している
- **個人の利用者**において**暗号資産の保有が身近になっている**(国内口座開設数:1,400万超、年収:700万円未満が約7割)

暗号資産を巡る喫緊の課題

- ・ **適正な取引の確保・無登録業者への対応** (金融庁等に**詐欺的な投資勧誘等**の相談が多数)
- ・ **投資アドバイス等に係る不適切行為への対応** (投資セミナーやオンラインサロン等による**詐欺的な行為**が疑われる事例も発生)
- ・ **情報提供の充実** (暗号資産発行時の**ホワイトペーパー**(説明資料)等の**記載内容が不明確**であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多いとの指摘)
- ・ **セキュリティの確保** (**サイバー攻撃**を受けて**暗号資産が流出する事案**が継続して発生)
- ・ **価格形成・取引の公正性の確保** (インサイダー取引規制に関する**IOSCO**(証券監督者国際機構)の**勧告**や**欧州等での法制化**)

改正事項

- 暗号資産取引に係る規制を**資金決済法から金商法に移管し**【資金決済法第3章の3の削除等】、**有価証券とは異なる金融商品**として金商法に位置付けた上で、**利用者保護の充実を図る**
- ①**無登録業者等への対応の強化**、②**情報の非対称性を解消するための情報公表規制の整備**、③**暗号資産交換業者**(名称は暗号資産取引業者へ変更)**への規制の強化**、④**インサイダー取引規制の創設を含む不公正取引規制の強化**を図る

(2) 暗号資産に係る規制の見直し (②業規制)

基本的な方向性

- **第一種金融商品取引業に相当する規制を適用**。現行法の安全管理措置(原則コールドウォレット※等での管理)等に関する規制については、金商法に同様の規制を設ける【改正金商法第3章等】
※秘密鍵を常時インターネットに接続していない電子機器で管理する方法
(注1)既存の第一種金融商品取引業者が暗号資産取引業を行う場合は変更登録が必要
- 暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為について、それぞれ**投資運用業、投資助言業の対象として規制**【改正金商法第2条第8項第11号、第12号等】

暗号資産取引業者に対する主な規制等の概要

<取扱い暗号資産>

- 利用者保護のための**必要な基準に適合しない暗号資産の取扱い禁止**【改正金商法第43条の7】
(詳細は内閣府令事項。内閣府令においては、流動性やコンプライアンス、移転記録管理等に関する基準を定める予定)

<業務管理体制の整備>

- 暗号資産取引業を適確に遂行するための**業務管理体制の整備**【改正金商法第35条の3】(詳細は内閣府令事項。内閣府令においては、取り扱う暗号資産の審査体制、顧客適合性確保のための確認体制、売買審査体制等を規定する予定)

<利用者財産の管理>

- 暗号資産取引業の一部を委託する場合、委託先の指導や品質管理に必要な措置の実施【改正金商法第43条の13】
- 暗号資産の管理を行うための**重要なシステムの提供業者に係る規制の導入**(事前届出、システムの安全性確保義務等)【改正金商法第3章の6等】

<責任準備金>

- 不正流出事案が生じた場合の顧客への**補償原資として責任準備金を積み立て**【改正金商法第46条の5】
(詳細は内閣府令事項。内閣府令においては、管理する暗号資産の残高に応じ、セキュリティ水準も勘案しながら積立率を定める予定)

<暗号資産の借入れ>

- 利用者から**暗号資産の借入れを行う業務を暗号資産取引業の対象に追加**【改正金商法第2条第8項第25号等】

<仲介業規制>

- 暗号資産取引に係る**仲介業を金融商品仲介業の対象に追加**【改正金商法第2条第11項第2号】

<無登録業者対応>

- 無登録業に対する**罰則の引上げ**(拘禁刑3年から10年※)、**証券監視委の犯則調査の対象に追加**。裁判所による緊急差止命令の対象とし、証券監視委の申立て権限を整備【改正金商法第192条、第194条の7第4項、第197条第1項第4号の4、第210条第1項】
※資金決済法の拘禁刑3年から、金商法の拘禁刑10年(今般の改正で5年から引上げ)の対象とする
- 金商法に違反する無登録業者による売付けについて、**民事効規定**(原則無効として立証責任を転換)の対象に追加【改正金商法第171条の15】
(注2)暗号資産取引業者が取り扱っていない暗号資産が対象
- 対価を受けて取引判断に関する**意見表示をする場合における対価を受ける旨の表示を義務づけるステルスマーケティング規制の対象に追加**【改正金商法第171条の12】
(参考)このほか、内閣府令事項として、暗号資産が詐欺的な投資勧誘の支払手段として利用されることを未然に防ぐ措置を講じる
例:新規口座開設直後にはアンホステッド・ウォレットへ移転できない等の熟慮期間を設ける等

(2) 暗号資産に係る規制の見直し (③不公正取引規制)

インサイダー取引規制

- 現行の金商法では、暗号資産についても、上場有価証券等と同様に、偽計・相場操縦行為等の禁止規制が整備されているが、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていない。国際的な情勢を踏まえ、取引の公正を確保する観点から、**暗号資産のインサイダー取引規制を整備する**【改正金商法第171条の7～第171条の10】

	不正行為の禁止に関する一般規制	風説の流布・偽計	相場操縦行為	インサイダー取引規制
有価証券	○	○	○	○
暗号資産	○	○	○	× ⇒ ○ ※

※上場有価証券等と同様に、未公表の重要事実の伝達・取引推奨も禁止

- 上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組みをベースに、①「**対象暗号資産**」について、②「**重要事実**」に接近できる③**特別の立場にある者(インサイダー)**が、当該事実の公表前に、売買等を行うことを禁止することとする【改正金商法第171条の7～第171条の10】
- ✓ 対象暗号資産: **国内の暗号資産取引業者で取り扱われる暗号資産**
 - ✓ 重要事実: (1)暗号資産発行者等に関する重要事実(発行者の解散等)、(2)暗号資産取引業者に関する重要事実(暗号資産の取扱開始・中止等)、(3)大量売買を行う者に関する重要事実(大量売買(政令で発行済暗号資産の20%以上の売買等を定める予定))を列挙した上で、バスケット条項で補完
 - ✓ 規制対象者: 暗号資産発行者の関係者、暗号資産取引業者の関係者、大量売買を行う者(これらの者からの情報受領者を含む)
- **罰則**は、上場有価証券等と同様に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科とする【改正金商法第197条の2第1項第16号～第19号】

エンフォースメントの強化

- 上場有価証券等と同様に、暗号資産に係る不公正取引についても**証券監視委の犯則調査や課徴金制度の対象に追加**
 (注)課徴金制度の対象は、インサイダー取引規制、相場操縦行為、風説の流布・偽計【改正金商法第173条、第174条、第175条の3等】

(3) 有価証券に関する不公正取引規制等の見直し

- 有価証券の不公正取引等について、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例が生じていること等への制度的対応を行う

(1) インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大

- 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者として、**公開買付けの対象企業(買われる側)と契約を締結・交渉している者(例:対象企業のアドバイザー)等を追加**【改正金商法第167条】

(注1) 現行は、公開買付けをする者(買う側)の関係者は広範に規制対象者とされているが、公開買付けの対象企業(買われる側)の関係者はその役職員のみが規制対象者とされている

(2) 課徴金制度の見直し(算定方法の見直し)

- **公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金の水準を引上げ**【改正金商法第175条第2項】

(注2) 近時の事例を踏まえ、「公表前の価格の50%増し」か「公表後2週間の最高値」のいずれか高い額(現行は公表後2週間の最高値)と買付け価格の差額とする

- **大量保有報告制度違反に係る課徴金の水準を引上げ**

【改正金商法第172条の7第2号、第172条の8第2号】

(注3) 近時の事例を踏まえ、課徴金の水準を現行の70倍に(現行は時価総額の10万分の1)

- **高速取引行為(HFT)による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化**【改正金商法第174条の2の2、第176条第1項、第2項】

(注4) 事前に設定したプログラムに基づき、マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して薄利(1万円未満)の日計り取引を大量に行うという傾向を踏まえ、

- ① 端数の切捨処理の基準値を現行の1万円未満から1円未満に変更
- ② 1日単位で課徴金の額を算定

(3) 課徴金制度の見直し(対象の拡大等)

- **他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う者に対する課徴金の水準を1.5倍に引上げ**【改正金商法第173条～第175条】

- **口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設**
(注5) 課徴金の水準は違反者の利得相当額の半額【改正金商法第175条の5】

- **課徴金減算制度について、調査開始後における協力度合に応じて減算する制度を導入**【改正金商法第177条の3等】
(注6) 現行は調査開始前に申告した場合のみ減算する制度

(4) 調査権限等の拡充

- **無登録業に対する罰則の引上げ**【改正金商法第197条第1項第4号の4】
(注7) 現行の5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科を、10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科に

- **無登録業に対する証券監視委の犯則調査権限を追加**
(注8) 詳細は政令事項【改正金商法第210条第1項】

- **外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限を追加**【改正金商法第189条】

(注9) IOSCO EMMoU(各国当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み)への署名要件の一つとして、当局に出頭を求める権限が必要

(5) その他の論点

- **犯則調査手続をデジタル化(刑事訴訟手続のデジタル化と同様)**
【改正金商法第211条等】

(注10) 調書等の作成、許可状の裁判官への請求等を電子データで行えるように

- **金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度(管理人制度)を創設**【改正金商法第3章第4節の3】

(注11) 近年の登録取消事案において、役員が不在となる事案が発生。顧客の資産を預かる金商業者を対象に、内閣総理大臣の管理を命ずる処分により、投資者保護基金や自主規制機関等が管理人になれるように

背景

- 資産運用立国に向けた官民一体の取組みが進展し、誰もが投資者となり得る中で、市場監視機能を一層強化し、従前の投資者も新たな投資者も共に安心して投資ができる公正・透明な市場を確立していくことが重要。
- 金融商品取引の複雑化・高度化・国際化の進展などがみられるなか、近年における証券監視委の検査・調査の結果等を踏まえると、以下の事例が認められており、これらに適切に対応できる実効性のある措置等を整備していく必要。
 - 事例 1. 不正と考えられる行為について、既存の法令では違反行為として捕捉できない事例
 - 事例 2. 課徴金の額が低く（あるいは直接の対象にならず）、違反行為に対する抑止効果が不十分な事例
 - 事例 3. 効果的・効率的な検査・調査に困難が生じている事例

建議 1

インサイダー取引規制における関係者の範囲について (事例 1. 関連)

発行者との契約締結者などの公開買付者等関係者と同等の内部者とみなされるべき者から情報受領した者がインサイダー取引規制の対象外になる場合があるなど、規制の趣旨に鑑みると不正と考えられる行為でありながら、現行制度では規制の対象とならないものがある。

⇒ 公開買付者等関係者の範囲等について、各関係者と同等の内部者とみなされるべき者が含まれるよう拡大する必要

建議 2

課徴金の適用範囲及び算定基準について (事例 2. 関連)

他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う悪質な事案が多く発生しており、なかには提供先の不公正取引を認識した上で口座提供をしている課徴金対象とならない協力者も存在する。また、継続的に株式の買い集めを行う投資者による大量保有報告書の不提出など、想定される利得額と比較して現行の課徴金額の水準が抑止効果としては不十分とみられるものがある。さらに、従来の方法では課徴金の算定が困難になりうる新しい形態である高速取引行為による不公正取引事案が認められている。

⇒ 実効的な抑止力を発揮するための課徴金水準の引上げ及び対象の拡大、新しい取引形態に対応した算定方法の見直しなどの適切な措置を講ずる必要

建議 3

効果的・効率的な検査・調査の実施のための措置について (事例 3. 関連)

○ 建議 2 を踏まえ課徴金水準の引上げ等が図られることと併せて、検査・調査においても、より一層、実効性・効率性を高めていくことが重要となってくる。

⇒ 対象者の自発的な協力を促すよう減算制度の拡大などの適切な措置を講ずる必要

○ 証券監視委の検査対象となる金商業者・上場企業等の多様化や当局間の国際協力の進展がみられる。

⇒ 国内事業者等を対象とする検査及び外国当局に対する調査協力に関して、出頭命令の権限を追加するなどとともに、証券監督者国際機構 (IOSCO) の強化された多国間情報交換枠組み (EMMoU) への早期署名に向けた取組みを行うといった適切な措置を講ずる必要

○ 金融商品取引業の無登録業と偽計、相場操縦等の不公正取引との複合型と疑われる事案等に適切に対応する必要がある。

⇒ 無登録業を行う者に対する犯則調査権限を創設するなどの適切な措置を講ずる必要

